見守り電話活動　Q＆A

Q　電話をかける相手は、どんな方が対象になりますか？

Ａ　一人暮らしの高齢者の方など、各自治会におまかせいたします。

　　友愛訪問をされているところは、その対象者も含まれます。

Ｑ　電話をかける回数はどれくらいにしたらいいの？

Ａ　たとえば月２回、週１回など、自治会の判断におまかせいたします。

Ｑ　何分くらい電話をすればいいの？

Ａ　何分でも構いません、おまかせいたします。

Q　ＦＡＸやお手紙でもいいのですか。

Ａ　聴覚障がいのある方、難聴の方などもいらっしゃいますので、ＦＡＸやお手紙も

ご活用いただければと思います。

Ｑ　「友愛訪問」と「見守り電話活動」の、両方をしてもいいですか？

Ａ　もちろんです！友愛訪問のヤクルトは休止の連絡をいただかない限り、定例の日に

　　お届けいたします。

Ｑ　電話料金の明細や、切手代の領収書などは必要ですか？

A　必要ありません。また、助成金の使途については、自治会の皆様におまかせします。

Q　3月まで毎月、活動をしてもいいですか？

Ａ　もちろんです！（助成金は30,000円が上限となります）

Ｑ　「申請書兼報告書」等は、いつ出せばいいですか。

Ａ　活動が終わった後、令和5年4月5日までにお願いいたします。

　　その後、１ヶ月程度で、助成金を送金する予定です。

|  |
| --- |
| ★お願い★生活上の困りごとが聞かれたときには、西区社会福祉協議会や各種支援機関へご相談ください。 |

＜西区社会福祉協議会＞　電話：０２５－２１１－１６３０　FAX：０２５－２１１－１６３１